

平野区北部サービスセンター機械警備業務委託仕様書（長期継続契約）

本仕様書は、平野区北部サービスセンター機械警備業務に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務の実施にあたっては、仕様書の記載事項を忠実に履行しなければならない。

また、仕様書に記載されていない事項であっても、必要と認められる軽微な部分については双方協議のうえ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

なお、本業務の実施にあたっては、「警備業法」及び「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」等関係法令等を遵守しなければならない。

1 警備方法

異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた機械警備システムにより行うものとする。なお、警備員については、警備業法に基づく警備教育を受けている者で、責任感が強く、誠実で健康なものを選任するとともに、制服・制帽・身分証明書を携行のうえ、必要な装具を着用すること。

2 警備委託場所

大阪市平野区加美鞍作1-9-3
平野区北部サービスセンター

3 契約期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

4 警備担当時間

(1) 職員の正規の勤務時間外の時間とし、原則として次のとおりとする。

| | |
|-------------------------------------|---------------|
| 平日 | 16:15～翌日 9:30 |
| 土、日、祝日及び年末年始（「12月29日から翌年1月3日まで」を含む） | 9:30～翌日 9:30 |

なお、契約期間の初日又は最終日においては、他の警備業者と協力して円滑かつ確実な引継ぎを行うこと。

(2) 前項の規定にかかわらず、当該施設が職員の勤務日、勤務時間の変更もしくは振替を行う場合は、それに伴い警備担当時間を変更するものとする。

5 警備実施時間

(1) 原則として、警備担当時間内において、施設が無人の状態である時で、施設からの警備装置作動開始の信号を当該機械警備業務にかかる受信信号を設置する施設（以下「基地局」という。）が受信したときから、警報装置作動解除の信号を基地局が受信したときまでの間とする。

6 業務内容

(1) 機械警備

- ① 受注者は、施設に次の警報装置等を設置し、機械警備を行うものとする。
ただし、警報装置等の設置について、発注者が別途指示した場合は、この限りではない。なお、設置にあたっては、事前に発注者と協議をするとともに、工事完了後は遅滞なく、警報装置等設置状況図を作成して提出しなければならない。
- ア. 設置するセンサー等（室内）
- (ア) マグネットセンサー
 - (イ) 空間センサー
 - (ウ) 振動センサー
 - (エ) 煙感知器
 - (オ) 熱感知器
- 上記センサー等を設置し、平野区北部サービスセンター（別紙図面のとおり）の機械警備を行うものとする。センサーの設置場所については発注者、受注者協議のうえ決定する。（ただし、機器設置時の必要配線については、天井内ころがし配線及びモール等を使用した露出配線を基本とする。）
- イ. 送信機器（コントローラ）
- 次の信号を基地局へ自動送信できるように設置すること。
- ・ 作動開始及び作動解除信号
 - ・ センサー設置室等で、感知した異常についての信号
 - ・ 火災受信機を設置することとし、その受信機からの信号
- ウ. その他
- ・ 機械警備の作動開始及び解除は、受注者の指定の携帯型カードもしくは、キー、暗証番号等にて操作できるものとする。
 - ・ 携帯型カード等については、10枚用意すること。
 - ・ 外部への侵入者通知として、フラッシュライトを外部から見えやすいところに設置するものとする。
 - ・ 出入り口等、侵入する可能性のある場所には、警備シール等にて、注意喚起をしておくものとする。
- ② 受注者は、基地局に受信機器を設置し、西日本電信電話株式会社またはそれに準ずる専用通信回線を用いて施設に設置する送信機器と接続すること。
また、上記にかかる費用は、全て受注者の負担とする。
- ③ 受注者は、その責任において警備装置の機能について点検を行うとともに、必要に応じて補修または改善を行うものとする。
- ④ 基地局は、警備実施時間中、受信機器により全体の状況を絶え間なく監視するとともに、常に警備員との連絡を保持して異常の発生に備えること。また、使用する回線が、万一切断された場合でも、基地局において、認知できる機能を有するものとする。
- ⑤ 受注者は、警報装置の設置については、発注者が必要とする期限までに竣工し、機械警備を開始すること。また、委託期間終了時においては、速やかに警備装置を撤去すること。設置、撤去にかかる経費は、全て受注者の負担とする。

7 異常事態発生時における対応

(1) 現場への急行等一次対応について

受注者は、警備実施期間中、異常を感知したときは、直ちに警備員を異常事態発生場所（以下「現場」という。）に急行させること。また、警報の内容等により、必要に応じて、所轄警察署へ連絡すること。

(2) 現場確認等二次対応について

- ① 受注者は、被害状況、侵入者の有無等現場及びその周辺の状況を十分確認したうえで、必要に応じて事態の拡大や再発防止等のための臨機の措置をとること。
- ② 受注者は、必要に応じて発注者から別途指示する施設管理者へ連絡を取り、対応についての指示を受けること。
- ③ 受注者は、火災の発生を確認した時は、直ちに所轄消防署へ連絡するとともに施設管理者へ報告すること。

8 再委託の禁止

(1) 大阪市平野区北部サービスセンター機械警備業務契約書第 11 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 機械警備

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

ない。

9 その他

(1) 発注者への連絡等担当者通知について

受注者は、機械警備業務に関する事務連絡担当者について、契約後速やかに書面で報告するものとする。

(2) 施設管理者への説明について

受注者は、警報装置等設置完了後、警備機器の説明及び操作方法を施設管理者に書面で説明すること。

(3) 事故報告書の提出について

受注者は、警備実施時間中における異常事態発生等の場合、速やかに発注者指定の場所に連絡するとともに、遅滞なく報告書を提出すること。

(4) 業務完了報告

受注者は、各月の警備業務の提供を完了した時は、発注者に業務履行状況報告書を提出すること。

(5) 業務記録の提示について

受注者は、基地局における警備報告、信号受信記録のほか業務の履行に関する書類を整理・保存し、発注者が求めた時は速やかに提示すること。

(6) 通信回線使用料金について

西日本電信電話株式会社またはそれに準ずる専用通信回線等の申請料金及び使用料金等は、受注者の負担とする。

(7) 警報装置の故障について

受注者は、万一警報装置の故障により、作動に異常を生じた時は、速やかに警備上の安全措置を講じること。

(8) 鍵の取り扱いについて

業務遂行のため、発注者が受注者に書面にて預託した発注者の鍵は、受注者の責任において、厳重に管理すること。

(9) 警備体制の改善努力について

受注者は、異常事態発生時の警備員到達時間短縮等、警備体制の改善に努めること。

(10) 警備委託期間中の施設の用途変更・建て替え等に伴う変更については、その都度発注者、受注者協議のうえ決定する。

(11) 受注者は、労働基準法、最低賃金法、警備業法等その他本業務を行うにあたり必要とされる条例及び関係法令等を遵守すること。

(12) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約を解除することができるものとする。なお、発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、各施設に取り付けた警備機器を受注者の負担により速やかに撤去しなければならない。

① 正当な理由なく、契約を履行しないとき

② 契約の締結または履行につき不正な行為があったとき

③ 契約の履行にあたり、発注者の指示に従わなかったとき、または、その職務を

妨害したとき

④ その他契約条項に違反したとき

- (13) 警備実施上、本仕様書に定めのない事項（施設の休廃止・民営化などによる仕様変更または契約解除等）については、その都度発注者、受注者協議のうえ決定する。
- (14) 本事業については、令和7年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は、契約の締結は行わない。また、翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額または削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。その場合に受注者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。契約の時期は、令和7年度予算が発効した以降とする。